

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第56号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
クリーンセンター	<p>【改正趣旨】 三田市新ごみ処理施設整備基本計画の策定に関する事項を調査審議する三田市新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会を設置するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 附属機関として三田市新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会を設置し、次の事項について定めた三田市新ごみ処理施設整備基本計画について調査、審議を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設整備の理念・基本方針 (2) 施設規模、処理方式 (3) 環境保全目標 (4) 整備・運営方式 (5) 循環型処理の促進に関する事項 (6) 付带的機能に関する事項 (7) その他、施設整備に必要な事項 <p>【施行期日】 公布の日</p>